

静岡県告示第37号の2

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、被災中小企業再建支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年1月26日

静岡県知事 川勝平太

被災中小企業再建支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、令和4年台風第15号（以下「台風」という。）による被害からの復旧を促進し、もって地域経済の再建を図るため、被災中小企業再建支援事業を行う中小企業者及び小規模事業者（以下「中小企業者等」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「被災中小企業再建支援事業」とは、中小企業者等が被災市町の区域内において所有し、又は賃借する被災事業拠点又は被災機械設備等を復旧させるために行う事業であって、補助の対象となる経費の合計額が、中小企業者にあつては100万円、小規模事業者にあつては75万円を超えるものをいう。
- (2) この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（実質的に大企業者（同項に規定する中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）に支配されている者として知事が別に定めるものを除く。）をいう。
- (3) この要綱において「小規模事業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条第3号に規定する者（実質的に大企業者に支配されている者又は一定以上の所得を有する者として知事が別に定めるものを除く。）をいう。
- (4) この要綱において「被災市町」とは、静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、駿東郡清水町及び長泉町、榛原郡吉田町及び川根本町並びに周智郡森町をいう。
- (5) この要綱において「被災事業拠点」とは、事務所、工場、事業場、店舗、倉庫、宿泊施設その他の建物又は工作物のうち、台風による被害を受けたもの（中小企業者等が専ら事業の用に供する部分に限る。）をいう。
- (6) この要綱において「被災機械設備等」とは、機械設備、車両その他の中小企業者等が専ら事業の用に供する動産（以下「機械設備等」という。）のうち、台風による被害を受けたもの（知事が別に定めるものを除く。）をいう。
- (7) この要綱において「復旧」とは、被災事業拠点又は被災機械設備等の機能が、台風による被害を受ける直前と同程度の状態まで回復することをいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

- (1) 補助の対象

被災中小企業再建支援事業に要する経費のうち、次に掲げる経費。ただし、他の法令等により既に国、県等の補助の対象となった経費を除く。

ア 被災事業拠点の修繕等に要する経費

イ 被災機械設備等の修理に要する経費

ウ 被災機械設備等（その修理が困難であると知事が認めたものに限る。）が台風による被害を受ける直前に有していた機能と同程度の機能を有するものとして知事が認める機械設備等の購入に要する経費

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める経費

(2) 補助率（額）

ア 中小企業者にあつては補助の対象となる経費の合計額から被災事業拠点又は被災機械設備等の滅失又は毀損によって当該中小企業者が受けるべき金銭の合計額を控除した額の2分の1以内、小規模事業者にあつては補助の対象となる経費の合計額から被災事業拠点又は被災機械設備等の滅失又は毀損によって当該小規模事業者が受けるべき金銭の合計額を控除した額の3分の2以内とし、200万円を限度とする。

イ 補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第4 補助の対象の特例

被災中小企業再建支援事業であつて、交付の決定の前に着手したものについては、補助の対象とすべき特別な理由があると知事が認めた場合に限り、補助の対象とするものとする。

第5 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 復旧計画書（様式第2号）

ウ 被災事業拠点等一覧表（様式第3号）

エ 収支予算書（様式第4号）

オ 資金状況調べ（様式第5号）

カ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速や

かに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した建物及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (8) 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならないこと。
- (9) (7)又は(8)の規定による契約を締結するに当たり、契約の相手方に対し、被災中小企業再建支援事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとること。
- (10) (7)又は(8)の規定による契約（契約金額100万円未満のものを除く。）を締結するに当たり、県又は経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならないこと。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- (11) 知事は、補助事業者が(10)本文の規定に違反して県又は経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならないこと。
- (12) (7)から(11)までの規定は、補助事業の全部又は一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じなければならないこと。
- (13) 補助金の交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならないこと。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。
- (14) 知事が補助金の交付の確定を行った後、補助事業者が(13)ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規

定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

ア 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。

イ 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を⁽¹³⁾ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

ウ 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響に及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

第7 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第6号）

イ 変更復旧計画書（様式第2号）

ウ 変更被災事業拠点等一覧表（様式第3号）

エ 変更収支予算書（様式第4号）

オ 資金状況調べ（様式第5号）

カ その他知事が別に定める書類

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第7号）

イ 復旧実績書（様式第2号）

ウ 被災事業拠点等実績一覧表（様式第3号）

エ 収支決算書（様式第4号）

オ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 各1部

請求書（様式第8号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係

る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかとなった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

被災中小企業再建支援事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、そ} \\ \text{の主たる事務所の所} \\ \text{在地} \end{array} \right]$
氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、そ} \\ \text{の名称及び代表者の} \\ \text{氏名} \end{array} \right]$
法人番号 $\left[\begin{array}{l} \text{個人にあつては、記} \\ \text{入を要しない。} \end{array} \right]$

令和 4 年度において、被災中小企業再建支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円

2 事業の目的

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人 (カナ)

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

復旧計画書（変更復旧計画書、復旧実績書）

1 事業の内容

- (1) 被災事業拠点及び被災機械設備等の名称及び所在地
- (2) 被害の状況
- (3) 事業の完了予定時期
- (4) 事業の完了が地域経済に与える効果

2 実施体制

統括責任者	所属・役職	氏名
担当者	所属・役職	氏名
	電話番号	
	メールアドレス	

（注） 変更復旧計画書の場合は、変更前の計画を括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第3号 (用紙 日本産業規格A4横型)

被災事業拠点等一覧表 (変更被災事業拠点等一覧表、被災事業拠点等実績一覧表)

番号	区分	名称・用途	設置場所 (市町、字名)	概要 (施設：階高、床面積等 機械等：型式、仕様等)	被害状況	復旧方法	総事業費 (円)	受取保険金の額 (円)	補助対象経費 (円)
	A	B	C	D	E	F	G	H	I = G - H
	<input type="checkbox"/> 建物・工作物 <input type="checkbox"/> 機械設備 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> その他				<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 修繕・修理 <input type="checkbox"/> 建替 <input type="checkbox"/> 新品購入 <input type="checkbox"/> 中古品購入 <input type="checkbox"/> 他 ()			
	<input type="checkbox"/> 建物・工作物 <input type="checkbox"/> 機械設備 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> その他				<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 修繕・修理 <input type="checkbox"/> 建替 <input type="checkbox"/> 新品購入 <input type="checkbox"/> 中古品購入 <input type="checkbox"/> 他 ()			
	<input type="checkbox"/> 建物・工作物 <input type="checkbox"/> 機械設備 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> その他				<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 修繕・修理 <input type="checkbox"/> 建替 <input type="checkbox"/> 新品購入 <input type="checkbox"/> 中古品購入 <input type="checkbox"/> 他 ()			
(注) 1 必要に応じて行を追加して記入すること。 2 変更被災事業拠点等一覧表の場合は、変更前の被災事業拠点等を括弧書きし、変更後の被災事業拠点等を下段に記入すること。 3 受取保険金の額とは、申請者を契約者とする保険、共済により台風による被害に対して支払われた保険金(共済金、給付金を含む。)の額をいう。							金額合計		
							補助金所要額	—	—

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の予算額を括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入すること。

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高
				計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

被災中小企業再建支援事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所	〔 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 〕
氏名	〔 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 〕
法人番号	〔 個人にあつては、記入を要しない。 〕

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた被災中小企業再建支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所	〔 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 〕
氏名	〔 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 〕
法人番号	〔 個人にあつては、記入を要しない。 〕

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた被災中小企業再建支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第8号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた被災中小企業再建支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 { 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 }

氏名 { 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 }

法人番号 { 個人にあつては、記入を要しない。 }

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 { 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 }
法人番号 { 個人にあつては、記入を要しない。 }

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた被災中小企業再建支援事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名